

労働保険事務組合のみなさまへ

報奨金(電子化分)のお知らせ(平成25年度)

事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化の促進を図ることを目的として、事務組合が、「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容が保存された電子媒体(以下「申告書内訳(電子)」といいます。)を提出した場合には、報奨金(電子化分)が交付されます。

交付要件

- 次の要件のいずれにも該当する場合に交付されます。
- (1) 報奨金(定率・定額分)の交付対象事務組合であること。
 - (2) 電子媒体の種類は、DVD(DVD-R、DVD+RまたはDVD-RW、DVD+RW)、CD(CD-RまたはCD-RW)であること。
 - (3) 指定された形式(裏面「申告書内訳(電子)の作成要領」の(1)参照)で作成されたものであること。
 - (4) 申告書内訳(電子)の内容は、年度更新時に提出する「保険料・一般拠出金申告書内訳」(組様式第6号(甲)。以下「申告書内訳(紙)」という。)と同一の内容とし、内容に誤りがないこと。

報奨金の額

報奨金(電子化分)の額は、予算の範囲内で、申告書内訳(電子)に登録された委託事業場のうち、前年度における常時労働者15人以下の委託事業場1件につき460円を交付します。

申告書内訳(電子)の提出期限

申告書内訳(電子)は、原則として年度更新時(6月3日~7月10日)に提出してください。

ただし、運用開始初年度である平成25年度においては、経過措置として、申告書内訳(紙)も提出することとし、また、申告書内訳(電子)の提出期限を9月17日までとしますので、申告書内訳(紙)の提出後に申告書内訳(電子)を提出しても差し支えありません。

申告書内訳(電子)の作成

裏面「申告書内訳(電子)の作成要領」を参照してください。

交付手続について

報奨金(電子化分)に係る交付手続については、後日配布するパンフレットを参照してください。

問合せ先

最寄りの都道府県労働局労働保険適用徴収主務課室へお問い合わせください。

申告書内訳(電子)の作成要領

- (1) 厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システム(1)(以下「RSシステム」という。)の仕様公開について」で公開している「インターフェース仕様書」(2)の内容に沿った形式により作成された電子ファイルを、DVD(DVD-R、DVD+R又はDVD RW、DVD+RW)、CD(CD-R又はCD RW)へ保存してください。
- (2) 上記(1)の厚生労働省HP内の「労働局適用徴収業務支援システムの仕様公開について」の掲載場所は以下のURLとなります。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/shiyou_koukai/
なお、検索する場合には、厚生労働省HPのトップページの右上の検索欄に「労働局仕様公開」と入力し、検索してください(は全角スペースを表しています。)
- (3) DVD、CDは、ウィルス対策ソフト等で事前にウィルスチェックを行ってください。
- (4) 申告書内訳(電子)のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳(紙)と同じ内容です。

ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳(組様式第6号(乙))及び第3種特別加入保険料申告内訳(海特様式第1号)に係る内容は含みません。

- (5) DVD、CDのラベルには、以下について記載してください。

事務組合の名称

労働保険番号

()全ての労働保険番号を記載してください(枝番号は不要)。なお、労働保険番号が複数になる等により記載できない場合には、ラベルには「労働保険番号は別紙」とし、別紙に記載してください。

「平成25年度申告書内訳」の記載

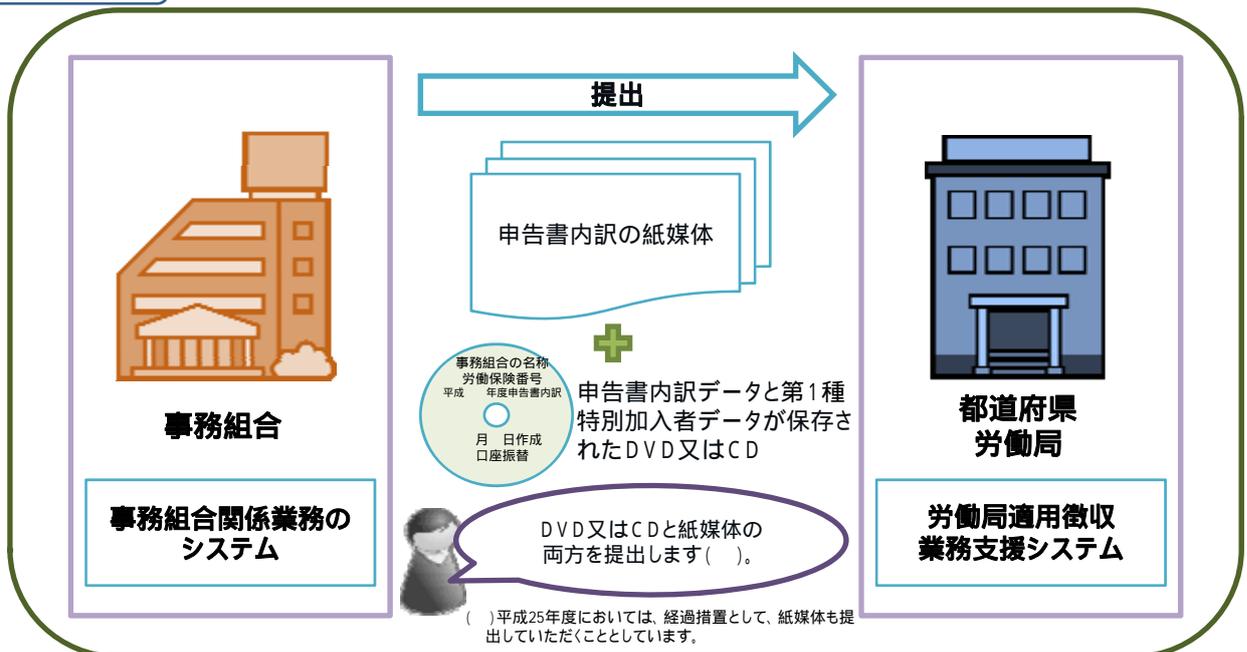
作成日付

口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載

- (6) 提出されたDVD、CDは返却いたしません。RSシステムへの登録が終了し、保存期間が満了した後に、都道府県労働局にて厳重に廃棄処理します。

- (1) 労働局適用徴収業務支援システムとは、都道府県労働局において、事務組合から提出される申告書内訳等の受付、審査等の業務処理を支援するシステムです。
- (2) インターフェース仕様書とは、システム間でデータのやり取りを行うための保存形式について記載されたものです。

提出イメージ



()平成25年度においては、経過措置として、紙媒体も提出していただくこととしています。